

(様式第 2 - 12 号)

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

寝屋川市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 大谷養水地区

ア 現況

本地区は、本市の南東部の都市近郊にあり、大谷新池を水源としながら、寝屋川市から交野市にかけて、田や畑が多く存在しており、農地及び農道、農業用水路、ため池等については、地域の活動により保全管理されてきたが、高齢化の進行に伴う集落機能の低下、適切な保全管理が困難となっているため、今後とも、農業振興を図るためには、地域住民が一体となって農地等の保全管理を行う必要がある。

イ 目標

(1)の現状を踏まえ、本地区では、地域住民と協力して農地・農業施設の保全管理を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	大谷養水地区	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業

4 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

認定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし。